令和6年秋季全国火災予防運動

令和6年11月9日(土)から11月15日(金)まで

火災が発生<mark>しやす</mark>い時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発<mark>生を</mark>防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に実施します。

火災の発生を防止し、命や財産を守るためには、日頃から<mark>の防火意</mark>識が大切です。この運動を機会に、 ご家庭の火災危険を確認するなど、<mark>火災予</mark>防について考えてみましょう。

【期間中の主な取組み】

1 住宅防火対策の推進

平成21年6月1日から、全ての住宅に火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が 義務づけられました。設置してから10年を経過した住宅用火災警報器が増え、電池切れや故 障等により火災時に正常に作動しなくなるおそれがあります。

設置から10年以上経過している場合は<mark>点検を</mark>行い、点検しても反応がない場合は本体を 交換しましょう。

誰でも簡単! 住宅用火災警報器の点検・交換

●点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。 正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。 少なくとも年に2回は点検しましょう。 (春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨)

反応しない場合は、すぐに交換しましょう!

●交換の目安は10年

設置から10年以上の場合も交換しましょう!

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換期限で確認できます。

記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。



新しく交換する際は、生活に適した機器を!

火災などの危険に対して、より安心できるさまざまな機能を兼ね備えた機器の設置を 検討しましょう。

※住宅用火災警報器に関するリーフレットのダウンロードはこちらから

2 住宅防火 いのちを守る 10のポイント

「4つの習慣」「6つの対策」を参考にそれぞれのご家庭で住宅防火に取り組みましょう。

4つの習慣

- 1. 寝たばこは絶対しない、させない。
- 2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 4. 火災を小さいうちに消<mark>すために、消火器等</mark>を設置し、使い方を確認しておく。
- 5.お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。
- ※「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」に関するリーフレットのダウンロードはこちらから

3 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進

過去9年、県央消防本部管内(諫早市、大村市、雲仙市[国見町、瑞穂町を除く])では、たき火などの焼却行為による火災が多く発生しており、火災原因の1位となっています。

年別	火災 件数		過去 <mark>3年</mark> のおもな出火 <mark>原</mark> 因								
R3	71 件	1位	たき火	13 件	2位	たばこ	6件	3 位	放火(疑い含む)	5件	
R4	95件	1位	たき火	32件	2位	電気機器排気管	5件 5件	3 位	こんろ 火入れ ストーブ 放火 (疑い含む)	4件 4件 4件 4件	
R5	66件	1位	たき火	18件	2位	たばこ	4件	3 位	配線器具灯火	3件 3件	

※令和6年10月末日時点で、たき火などの焼却行為による火災が15件発生しています。

《焼却からの火災を防ぐには》

◆たき火などの焼却は原則禁止されています

例外的に焼却ができる場合<mark>であっ</mark>ても、みだりに焼却せずに 近隣に迷惑とならないように配慮をお願いします。

焼却を始める前に

- ・ 周囲に燃えやすいものがない場所で行う。
- ・ 乾燥注意報などが出ていたり、強い風が吹いている時は行わない。
- 水バケツ、消火器等による消火の準備をする。
- ・ 消防署に届出をする。(届出については、最寄りの消防署まで!)



焼却をしているときに

- ・ 火を消すまで、その場を離れないようにする。
- ・ 火の粉が飛ばないように少しずつ燃やし、衣服などに燃え移らないように注意する。

焼却が終わった後に

- ・ 再び燃えないよう完全に火が消えたことを確認する。
- ※たき火などの焼却行為に関するリーフレットはこちらから



問合せ先 諫早消防署 22-0119 大村消防署 52-4138 小浜消防署 74-3231